

これまでの災害時における被災者への主な支援

【政府】被災者生活再建支援法(制度) 住宅に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を 要援するため、国の補助金と都道府県が拠出した基金 を活用して、支援金を支給する制度

豪雨や地震など、災害により被害を受けた世帯主に 対し、県から見舞金を支給する制度

【県】山形県災害見舞金

住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊等した世帯

		基礎 支援金	加算支援金 ※賃貸は、公営住宅を除く。		計	
金額	①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円	
			補修	100万円	200万円	
			賃貸	50万円	150万円	
	②大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円	
			補修	100万円	150万円	
			賃貸	50万円	100万円	

建設・購入

補修

賃貸

住宅が全壊、半壊等した世帯

※水害は、一部破損又は床上浸水した世帯も対象

①全壊	30万円以内	
②半壊 (損害割合20~40%台)	20万円以内	
③一部破損・ 床上浸水	10万円以内	

床上浸水

★ ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ← ←	住宅の被害の程度					
全 壊 (損害割合50%以上)	大規模半壊 ^(損害割合40%台)	中規模半壊 (損害割合30%台)	半壊 (損害割合20%台)	一部破損 (損害割合20%未満)		
国	炎者生活再建支援 1/2、基金1/ 県拠出の基金によ					
	(最大300万円)					
山形県災 <mark>害見舞金</mark> 県10╱10						
				_ .		

100万円

50万円

25万円

100万円

50万円

25万円

(全壊:30万円以内、半壊:20万円以内、一部破損・床上浸水:10万円以内)

※「一部破損」は、水害による土砂災害に限る ※「床上浸水」は、水害による被害に限る

支援法の現状・課題

◆対象となる自然災害

③中規模半壊

(損害割合30%台)

全壊10世帯以上の被害が発生した市町村など大規模な災害に限定

- ※昨年度まで、本県で支援法が適用されたのは1市のみ(平成26年7月・南陽市)
- ※令和2年7月豪雨災害でも、県内に、支援法が適用された市町村は無し
- ※本年8月3日からの大雨では、飯豊町と川西町のみが法適用となり、他の市町村は適用無し

【課題】同じ災害で被災しても、被害状況により、法適用となる市町村と、ならない市町村が存在

⇒被災者の生活再建を支援するため、政府の制度を補完する独自の支援策が必要

※全国の状況 / 最大300万円を支給する恒久的制度を導入:27都府県(令和4年5月1日現在)

独自の支援策に係る検討経過

令和元年度から、他都道府県の支援策の事例研究や聞き取りを行うとともに、市町村との連携が重要との考え方のもと、令和2年度から、市町村防災担当部局へのアンケート調査や、担当職員との検討会、全市町村を訪問しての意見交換を実施

山形県被災者生活再建支援事業(県・市町村による独自の支援策)の概要

自然災害により、住宅に著しい被害(中規模半壊以上)を受けた被災者のうち、被災者生活再建支援 法が適用されない世帯の生活の早期再建を支援し、生活の安定に資するため、当該世帯に対し、県と 市町村が連携して、政府と同等の生活再建のための支援金を支給する。

①適用要件等

【適用要件】

自然災害により、政府の制度の対象被害である中規模半壊以上の

資料 No. 2

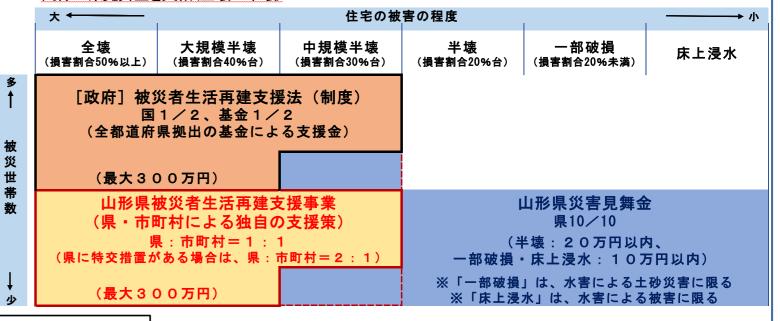
被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合

⇒中規模半壊以上の被害に遭った世帯は、政府の制度か支援事業の いずれかにより支援

【支 給 額】 最大300万円(政府の制度と同じ)

[県見舞金(県10/10)との関係]

- ・被害の程度が小さい「半壊」「一部破損」「床上浸水」には、従前どおり、県見舞金を支給
- ・見舞金に相当する基礎支援金が含まれていない(左表参照)中規模半壊世帯にも県見舞金を支給
- ・豪雪被害は、住宅被害と災害の因果関係が明確でない場合があるため、この支援事業の対象とはせず、**これまでと** 同様の県見舞金を支給(全壊~半壊)



②財政負担

【負担割合】 <u>県:市町村=</u>

県:市町村=1:1(県に特交措置がある場合(☆)は、県:市町村=2:1)

☆全国のいずれかの自治体で支援法が適用された災害において、県が支援法の適用対象とならない被災者に、 同等の支援を行った場合、その額の0.5が特別交付税措置される。

【予算措置】 <u>災害発生時</u>に、県と被災市町村の<u>補正予算で対応</u>

③事務手続き

【申請窓口】 被災市町村に設置

【 支 給 】 市町村から申請者へ支給

4適用時期

令和4年8月3日からの大雨による災害から適用

⇒将来的には、県の他部局の既存事業との連携・統合も考えられることから、この 事業を土台に、よりよい支援制度となるよう、さらに検討